

令和4年10月12日開催

医療審議会5事業等推進部会 会議録

医療審議会 5 事業等推進部会（令和 4 年 1 0 月 1 2 日開催）会議録

（愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から「令和 4 年度第 1 回愛知県医療審議会 5 事業等推進部会」を開催いたします。

私は、事務局の保健医療局健康医務部医務課の山本と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、保健医療局長の吉田から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 吉田局長）

愛知県保健医療局長の吉田でございます。会議の開催に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、愛知県医療審議会 5 事業等推進部会、2022 年度第 1 回目でございますが、御出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で、医療の確保・提供、そして質の向上に大変な御尽力をいただいております。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、現下の課題でございます、新型コロナウイルス感染症対応につきましても、日夜大変御尽力いただいております。誠にありがとうございます。

さて、この 5 事業等推進部会につきましては、聞きなれない名前かと思いますが、もともとは私ども愛知県内の医療提供体制を定めております「地域保健医療計画」の中に、5 疾病・5 事業、5 事業とは平たく言いまして、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療を言いますが、「等」と付いてございますのは、それ以外にも在宅医療に関する事と、医師を除く保健医療従事者の確保に関する事項につきましてもこの部会で所掌しておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議では、議題を何点か御用意させていただいております。「地域医療支援病院の承認について」、「三次救急医療体制の強化について」及び「その他」の 3 件を御用意させていただいております。

詳細につきましては、事務局より順に御説明いたしますが、委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐）

続きまして、委員の皆様方の御紹介でございます。

本日は、今年 8 月 1 日の医療審議会委員の一斉改選後、初めての 5 事業等推進部会の開催となりますので、本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくべきと

ころでございますが、時間の都合がございますので、配付いたしました「委員名簿」により御紹介に代えさせていただきたいと思っております。

なお、本日御参加の委員のうち、愛知医科大学医学部長の笠井謙次様、名古屋大学医学部長の木村宏様及び公益社団法人愛知県医師会副会長の加藤雅通様の3名の方に、新たに委員に御就任いただいております。委員の皆様、よろしく願いいたします。

また、本日御欠席との御連絡をいただいておりますが、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター病院長の近藤和泉様と愛知県市長会会長 豊田市長 太田稔彦様も新たに委員に御就任いただいております。

なお、愛知県消防長会会長 小出豊明様につきましては、本日御欠席との御連絡をいただいております。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

続きまして、定足数の確認をいたします。この部会の委員数は15名で、定足数は過半数の8名でございます。現在、12名の方に御参加をいただいておりますので、本日の会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。また、本日は、会場の方に傍聴の方が1名いらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。資料は、事前に郵送させていただいております「配付資料一覧」のとおりでございます。

今回の会議はWeb会議となりますので、進行の都合上、恐れ入りますが、御発言される際は、画面に見えるように挙手をしていただき、御所属と御名前を述べてから御発言くださるよう御協力をお願いいたします。また、御発言される際を除いては、ミュート状態としていただきますようよろしく願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

それでは、まず、部会長の選出をお願いいたします。

当審議会委員は、8月1日付けで改選されておりますので、新たに部会長を選出する必要がございます。部会長は、医療法施行令第5条の21第3項により、その部会に属する委員の互選により定めることとされております。

どなたかご推薦ありますでしょうか。

(三浦委員)

よろしいですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

お願いいたします。

(三浦委員)

加藤委員にお願いしたらいかがでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

ありがとうございます。ただいま加藤委員を部会長にとのご推薦をいただきましたが、他の方はいかがでしょうか。

特段異議ないようでございます。ありがとうございます。それでは、委員の皆様の総意ということで、部会長は加藤委員にお願いしたいと思えます。

それでは、加藤委員に以後の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(加藤部会長)

ただ今、皆様のご推挙により当部会の部会長に選出されました、加藤です。よろしくをお願いいたします。

大変責任の重い仕事であると思っておりますが、皆様の御協力をいただきまして、会議の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(加藤部会長)

それでは、議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について事務局から説明いただきたいと思います。お願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

議題(3)「その他」につきましては、公開することにより率直な意見交換を妨げる恐れがありますので、「愛知県医療審議会運営要領」第3(1)に基づき、議題(3)「その他」は非公開とし、それ以外は公開とさせていただきたいと思います。

(加藤部会長)

委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、議題(3)「その他」は非公開とし、それ以外は公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名人を決定したいと思います。「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、議事録に署名していただく委員を2名指名することとなっております。本日は、相村委員と山田委員にお願いしたいと思えますが、お二人ともよろしいでしょうか。

(相村委員)

はい、相村です。承知いたしました。

(山田委員)

山田です。よろしく申し上げます。

(加藤部会長)

御了承いただきました。ありがとうございます。

それでは、議題の審議に移りたいと思います。

まず、議題（１）ですが、利害関係人である、藤田医科大学医学部長の岩田委員にはWeb会議室システムからご退室をお願いしたいと思います。事務局で設定をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

設定いたしました。

(加藤部会長)

それでは、議題（１）は、「地域医療支援病院の承認について」です。事務局から説明をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 岩下担当課長)

事務局の医務課担当課長の岩下と申します。よろしくお願いいいたします。

議題（１）「地域医療支援病院の承認について」、御説明させていただきます。

資料１－１を御覧ください。今回、藤田医科大学岡崎医療センターから地域医療支援病院の承認申請書が９月８日に提出されました。以降の説明では、藤田医科大学岡崎医療センターについては、岡崎医療センターと呼ばせていただきます。医療法第４条第２項の規定により、都道府県知事は、承認をするに当たっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされていることにより、諮問があったものでございます。

続きまして、資料１－２「地域医療支援病院について」を御覧ください。「１．制度の趣旨」でございます。地域医療支援病院は、かかりつけ医を支援し、地域医療の充実を図ることを目的とした制度でございます。本県における取扱方針につきましては、「２．地域医療支援病院の取扱方針」に記載のとおりでございます。

続いて、右側でございます「地域医療支援病院の承認の要件について」を御覧ください。上段に記載してございますとおり、「紹介外来制の原則」、「救急医療の提供」など６つの要件が医療法第４条に規定されております。この６つの要件につきましては、厚生労働省の通知により、承認に当たっての留意事項として要件ごとに考え方が示されております。また、この６要件に加えまして、承認された地域医療支援病院の管理者が行わなくてはならない事項が、医療法の第１６条の２に定められております。愛知県では承認にあたりまして、これらの必須事項についても、併せて確認を行っております。なお、これらの要件について、具体的な基準は参考資料２

にまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。なお、このページの資料右側の下の四角には、紹介外来制を原則としていることによる要件3つを記載しております。

次に、資料1-3を御覧ください。名称承認申請の概要について説明させていただきます。

まず、「2 病院の名称等」についてですが、岡崎医療センターの診療科は、救急科を始め24診療科、病床数は一般病床400床です。

「3 施設の構造設備」につきましては、集中治療室を始め、必要な構造設備の要件を満たしております。

「4 紹介患者に対する医療を提供する体制の整備状況」でございますが、紹介率は65.9%、逆紹介率は45.0%となっております。

先ほど御説明させていただきました1枚前の資料に戻りますが、資料1-2の下段に地域医療支援病院の要件を記載しております。この2番目の要件である「紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること」を満たしております。

資料1-3にお戻りください。1ページ右側の「5 共同利用のための体制の整備状況」ですが、昨年度共同利用を行った医療機関の延べ機関数は2施設、共同利用に係る病床の病床利用率は1.3%です。ただし、当初は、共同利用の予定で調整していましたが、新型コロナウイルスの蔓延により、結果的に紹介となったケースも多くありました。現状で10月以降も共同利用は予定されておりますので、今後の件数及び利用率は増加していく見込みです。

また、(4)利用医師等登録制度の登録医療機関数は88施設で、共同利用、登録医療機関ともいずれも申請者と直接関係のない医療機関でございます。

(5)の共同利用可能な病床数は5床確保されており、共同利用のための体制が整備されております。

次の2ページ「6 救急医療を提供する能力の状況」につきましては、(1)重症患者の受入れに対応できる医療従事者や、(2)優先的に使用できる病床を20床確保し、重症救急患者の受け入れに必要な施設や人員を配置しております。

続きまして、「7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修能力の状況」につきましては、昨年度の研修の実績といたしまして、COVID-19対策などの研修会を12回開催しております。

続きまして2ページ右側を御覧ください。「9 委員会の構成」につきましては、医師会等医療関係団体の代表3名を始め、資料に記載の体制で委員会が設置され、定期的を開催されています。

次の「10 患者からの相談に適切に応じる体制」、「11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援」について、資料のとおり体制の確保及びさまざまな支援が実施されております。

3ページを御覧ください。「12 その他地域医療支援病院に求められる取組み」でございますが、連携体制を確保するための専用の部屋を設け、病院の機能に関す

る第三者による評価を受けるなど、必要な取組みが行われています。

以上の書類審査並びに現地調査を実施いたしましたところ、承認要件を全て満たしております。

また、岡崎医療センターが属する西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議において、承認して差し支えないとの御意見をいただいております。

なお、参考資料1については、地域医療支援病院の配置状況でございます。現在承認されている地域医療支援病院は、28病院で、今回申請のありました岡崎医療センターは地図上の星印で表示しております。

次ページに承認状況一覧がございます。今回承認されますと、西三河南部東医療圏の地域医療支援病院が2病院となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(加藤部会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたとおり、承認要件を満たしているということは皆様御理解いただけたかと思えます。他に何か御質問、御意見はありますでしょうか。

(加藤部会長)

御意見ないようですので、藤田医科大学岡崎医療センターを地域医療支援病院に承認するという御了解いただけますでしょうか。

はい、委員の皆様の御承認をいただきましたので、審議結果の伝達を行います。岩田委員のご入室をお願いします。

岩田委員への審議結果の伝達を行います。議題（1）につきましては承認されました。

(加藤部会長)

続きまして、議題（2）「三次救急医療体制の強化」に移ります。

「重症外傷センター指定制度創設に向けた試行運用」について、事務局から説明をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 久野担当課長)

愛知県医務課の久野と申します。それでは、事前にお送りいたしました資料のうち、お手元には資料2を御用意いただければと思います。

愛知県重症外傷センター指定制度創設に向けた試行について御説明させていただきます。重症外傷センター指定制度創設に向けた検討状況につきましては、本年3月に書面開催させていただきました当部会におきまして報告させていただいておりますが、今回新たに御就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、ここで改めて御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の「1 指定制度創設の目的」でございます。この制度につきましては、救命救急センターの更なる機能強化、質の向上の取り組みとして実施するものでございまして、現在、県内に24か所あります救命救急センターの中から重症外傷センターを県が指定いたしまして、重症外傷患者を集約することで、外傷外科医のスキル及び外傷治療レベルの向上を図ることを目的としております。指定制度の創設にあたりまして、重症外傷患者の予後の改善や、救命率の向上を図ることが期待できると考えております。

次に、「2 経緯」の欄を御覧ください。重症外傷センター指定制度の創設につきましては、(1)にございまして、救急現場の医師から提案を受け、県において検討を始めたものでございます。「(2) 検討体制」でございまして、三次救急医療体制に関する協議を行うことを目的に設置いたしました愛知県救急医療協議会におきまして、各病院の救命救急センター長や、愛知県医師会、愛知県病院協会の関係者の皆様方と協議を行うこととしております。また、愛知県救急医療協議会のもとに愛知県重症外傷センター研究会を設置いたしまして、関係者による協議を進めている状況でございます。

続きまして、「(3) 検討状況」を御覧いただきたいと思っております。5事業等推進部会、救急医療協議会、重症外傷センター研究会、それぞれの検討状況の概要を一覧にまとめております。2019年10月1日に開催いたしました令和元年度の第1回目の救急医療協議会におきまして、制度創設を提案させていただき、以後検討を進めている状況でございます。2020年9月に開催いたしました令和2年度第1回救急医療協議会におきまして、数病院を選定した上で、1年間程試行的に運用することを御了承いただいたところでございますが、当部会からの御意見を踏まえまして、試行運用を延期するとともに、重症外傷センター研究会を設置し、さらに検討を進めることとなっております。今年に入りまして、1月に開催いたしました重症外傷センター研究会で、試行時における重症外傷センターの機能基準案を決定し、4月に開催いたしました令和4年度第1回救急医療協議会では、試行時における重症外傷センターの候補病院、また、9月に開催いたしました第2回の救急医療協議会では、試行方法について御了承をいただいております。

続きまして、資料の右上に移っていただきまして、「3 試行時における愛知県重症外傷センター（仮称）の機能基準」を御覧いただきたいと思っております。

「(1) 検討状況」でございまして、本年1月に開催しました重症外傷センター研究会におきまして、事務局から提示させていただきました機能基準案のたたき台を、試行希望された10病院の先生方からそれぞれ修正意見をいただきまして、重症外傷センター試行病院の機能基準をどのように設定するか御協議をいただいております。試行希望された10病院につきましては、資料の囲みの中、※1のところがございます10病院となっておりますので御覧いただければと思っております。

次に、「(2) 機能基準」でございまして、こちらは本年3月の当部会書面開催の際に御報告させていただいておりますが、重症外傷センター研究会での協議結果を踏

まえまして、事務局案を一部修正した機能基準案で、4月の救急医療協議会で御承認いただいたものとなっております。機能基準は大きく分けまして6項目ございまして、資料には項目ごとに主な基準を抜粋しております。まず、医療体制につきましては、日本外傷学会が認定する外傷専門医が1名以上常勤として勤務していることや外傷診療及び手術に対応可能な医師が24時間体制で院内に常駐し、緊急コールから5分以内に初療室に参集できることなどとなっております。次の病床確保につきましては、患者を受け入れるための専用病床や集中治療室があり、常時、空床が確保されていることとなっております。次の検査、処置、またその次の手術（TAE）につきましては、24時間365日、それぞれ対応が可能なこととなっております。機能基準の全文につきましては、本日、参考資料3としてお示しをしておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

次に「(3) 充足調査の結果」でございます。重症外傷センター研究会におきまして、試行時の機能基準案を決定した後、この機能基準をもとに、試行を実施する候補病院を協議するために10病院に対しまして充足調査を実施しております。調査の結果、名古屋掖済会病院と愛知医科大学病院の2病院が全ての機能基準を満たしている結果となり、この2病院を試行実施候補病院とすることを4月に開催した救急医療協議会で御承認いただいております。10病院それぞれの充足調査の結果につきましては、こちらも参考資料として、参考資料4でお示ししております。時間の都合もございまして、個別の説明は省略をさせていただきます。後ほど御覧いただければと思います。なお、病院名でございますが、名古屋掖済会病院と愛知医科大学病院以外の病院名は、非公表とさせていただいておりますので御了承いただきたいと思います。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。本日、御審議をお願いいたします重症外傷センターの試行方法と試行結果の検証方法の事務局案につきまして、順を追って説明させていただきます。

まず、資料の右側、「4 愛知県重症外傷センター（仮称）試行方法（案）」についてでございます。事務局といたしましては、救急医療協議会及び重症外傷センター研究会で御審議をいただきました結果を踏まえまして、試行運用を実施してまいりたいと考えております。

「(1) 試行病院」につきましては、試行時における機能基準を全て満たしております名古屋掖済会病院と愛知医科大学病院の2病院としたいと考えております。

「(2) 試行実施地域」につきましては、名古屋掖済会病院と愛知医科大学病院を患者の搬送先としております名古屋市消防局並びに資料に記載があります各消防本部が管轄する名古屋市、海部地区及び尾張東部地区を現在考えております。

次に、「(3) 傷病者を試行病院に搬送するルール」でございます。試行運用を実施するためには、実際に患者を搬送する救急隊、消防本部の御理解と御協力が重要になってまいりますので、関係する医療関係者と消防本部の方々と搬送病院に関する協議を行っていただいております。その結果、①の部分でございますが、まず、

救急隊は、対象患者の受入要請を直近の救命救急センターに行くこととしております。そして、②でございますが、要請先の救命救急センターが受入れ困難な場合には、試行病院のいずれかに対象患者を搬送するということとさせていただきます。

試行運用につきましては、次の（４）でございますとおり来年１月からを予定しております。実施期間は１年間程度とさせていただきます。試行運用の状況によっては運用期間の延長も考えております。

なお、今回の試行運用におきまして、（５）に留意事項として記載させていただきます。施行病院には対象患者を必ず受け入れていただくこととしております。また、先ほど試行実施地域を説明させていただきましたが、この試行実施地域以外の消防本部が試行病院に対象患者を搬送することを拒むものではございません。

また、（６）でございますとおり、試行運用開始前までは、各消防本部に対しまして、試行運用に関する依頼文を发出する予定としております。

それでは続きまして、資料の右側に移っていただきまして、「５ 試行結果の検証方法（案）」を御覧いただきたいと思っております。重症外傷センター指定制度の創設に向けましては、試行運用時における検証をしっかりと行っていくことが重要であるとと考えております。そのため、試行運用期間中の治療実績などを検証するための検証機関を設置いたしまして、効果検証を実施してまいりたいと考えております。なお、効果検証の実施方法につきましては、先に開催をいたしました救急医療協議会で概ね了承が得られておりますが、収集するデータや検証方法など一部につきましては、救急医療協議会でさらに協議をしてまいりたいと考えておりますので、より個別具体的な検証方法、検証内容につきましては、今後、救急医療協議会に御一任をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、「（１）検証実施機関」でございます。こちらにつきましては、現在設置しております重症外傷センター研究会を検証実施機関として予定しております。

なお、資料上大変申し訳ございません、研究会の「会」の字が抜けておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料を御修正いただきたいと思っております。正しくは、「愛知県重症外傷センター研究会」でございます。大変失礼いたしました。

なお、この検証を実施する際には、研究会に参加をいただいております１０病院の各先生方を加えまして、必要に応じて第三者の方にも御参加をいただくことも考えております。

続きまして、（２）でございます。こちらも修正をお願いしたいと思っております。（２）の項目が（１）と同じ「検証実施機関」となっておりますが、正しくは、「検証対象医療機関」、実際に検証の対象となる医療機関でございます。度重なり申し訳ございませんが、「検証対象医療機関」と修正をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、検証対象医療機関につきましては、重症外傷センター研究会に参加をしている１０病院としたいと考えております。実際に試行運用する２病院以外にも、

今試行を希望されている8病院の先生方にも御参加いただきまして、対象病院として併せて効果検証を行ってまいりたいと考えております。検証内容につきましては、(3)に記載させていただいておりますが、対象となる患者の予後について、試行病院とそれ以外において比較すること、また、対象患者の受入状況等を現在は考えております。

最後に、「6 今後の主なスケジュール(予定)」でございます。今後、本年12月に開催が予定をされております愛知県救急搬送対策協議会、こちらが搬送に関する協議会になりますが、この救急搬送対策協議会で重症外傷センターの試行運用、搬送ルールについて御説明し、消防機関へ依頼文を発出する予定としております。その後、年明けの1月から試行運用を開始いたしまして、試行運用中に得られましたデータをもとに検証会を開催することとしております。検証会につきましては、2回予定をしております、半年間の運用結果について検証を実施していく予定としております。そして、2024年の5月以降になりますが、検証結果等踏まえまして、重症外傷センターを選定するための機能基準や搬送ルールを必要に応じて見直しをいたしまして、運用方法を決定した上で、重症外傷センターを指定してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(加藤部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(加藤部会長)

では、御意見ないようですので、重症外傷センターの試行運用を2つの病院で行っていくということによろしいでしょうか。

それでは、事務局は、試行運用に向けて準備を進めてください。

(加藤部会長)

続きまして、議題(3)の「その他」に移りたいと思います。ここからは非公開となりますので、傍聴者の方が1人いらっしゃいますので、事務局の誘導に従い、退室をお願いします。

【議題(3) 非公開】

(加藤部会長)

議題(3)の審議が終了しましたので、これより公開とします。

事務局は、傍聴者を入室させてください。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

傍聴者は帰られましたので、このまま進行をお願いいたします。

(加藤部会長)

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

他に何か御意見がございますか。

(加藤部会長)

最後に、事務局から何かありますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

本日の会議録につきましては、会議冒頭で部会長が指名されましたお二人の署名人に御署名をいただく前に、発言者の方に発言内容を御確認いただくことにしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

(加藤部会長)

それでは、本日の医療審議会5事業等推進部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。